議事（１）「第２回の質疑に対する回答について」
事務局より説明

それでは、議事（１）の「第２回の質疑に対する回答について」をご報告させていただきます。

前回の第２回の審議会でご質問いただきました件につきまして、お手元の【別添１】で回答としてお示しさせていただいております。申し訳ございませんが、着座にて失礼いたします。

概ね５点の質問があったように思いますので、順番に報告させていただきます。

１点目の前回資料７の「年度別有資源回収売却金及びペットボトル再商品化合理化配分金」において、平成２５年度以前までは不明だという説明であったが、資料を出す限りはちゃんと説明しないと筋が通らないのでは？（乾）でございますが、

●別添の【資料１】をお願いします。前回の第２回の審議会でご説明させていただいた【資料７】に平成２５年度以前のペットボトル等再商品化合理化配分金ついて、反映させていただきましたのでご確認お願いいたします。

次に２点目の前回【資料５】の「クリーンセンター広陵の１５年間の歳出」において、塵芥処理費の委託料が平成１９年度決算と令和３年度決算では、２．５倍近くなっているのでこの中身を教えていただきたい（竹田）

でございますが、
●別添の【資料２】をお願いします。１５年間の委託料のみを抽出した資料になります。
まずは、収集業務委託料の増加でございます。この収集業務につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別処置法（合特法）に則り、し尿処理業の安定と今後のし尿及び浄化槽汚泥の適正処理が確実に継続されることを目的に、一般廃棄物（家庭から排出されるゴミに限る）の収集運搬業務を代替業務として委託（基本５年毎に見直しを実施））、平成２６年からリサイクル素材等分別作業を民間に委託、平成２７年度から RDF 炭化施設運転維持管理を民間に委託、平成２８年度にダイオキシン類濃度基準値超過によるごみ処理停止による可燃ごみ民間処理委託及びダイオキシン類等調査業務委託料、これ以後可燃ごみ民間処理委託料の増加、施設公害測定委託料の増額、ばいじん処理物の民間委託料の増加により、平成１９年度決算と比較すると２倍強となっております。詳細につきましては、ご確認お願いします。

次に３点目のごみの組成分析を実施していないのか？（竹田）でございますが、
●別添の【資料３】をお願いします。令和４年度実施のごみの３成分及び組成分析の結果でございます。

次に４点目の収集ルートにおいて、実際にどのエリアをどのルートで回っているのか、現状のわかるものを準備いただきたい。（藤田）ということですが、

●別添の【資料４】をお願いします。収集区域図として広陵町全図に赤色地区（おおやまと環境整美事業協同組合）、緑色地区（大和清掃企業組合）で収集範囲を色分けしております。また、可燃ごみ収集範囲についても色分けしております。収集ルートにつきましては、ごみに種類等により変えているみたいで、各委託業者にお任せしています。

次に５点目の前回の【資料８】で粗大ごみの価格の表記はないがどうなのか？また有料化にするとなった場合、有料になる前後で持込量の増加や不法投棄の増加等懸念されるところであるが、その辺りの現状を踏まえ粗大ごみの有料化について説明していただきたい。（藤田）ということでございますが、

●前回の【資料８】で粗大ごみの価格は、戸別収集のため無料であることから表記をしておりません。収集できるものは決まった日に出していただければ戸別収集しておりますが、収集できないものにつきましては、持ち込みしていただき１０kg５０円を徴収しております。

また粗大ごみの不法投棄の状況として、家電４品目の撤去台数をまとめた資料として別添の【資料５】でお示ししております。

家電４品目の撤去台数をまとめた資料になります。平成１３年４月から施行されました家電リサイクル法により、平成２３年７月２４日のアナログ放送終了に伴い、この年の前後にテレビの不法投棄が増加しております。なお、粗大ごみの有料化は現在考えておりませんが、有料化となれば､不法投棄がかなり増えるかと思われます。

以上が前回からの質疑に対しての回答とさせていただきました。

（以上）